

# 2023 年度 租理学会へのご参加・ご協力に深謝申し上げます

理事長 石村耕治

2023 年度の日本租税理論学会(租理学会)は、10 月 21 日・22 日の両日、名古屋市内にあります名城大学天白キャンパスでハイブリッド開催されました。会員の皆さま方の積極的なご参加、ご協力を得て、滞りなく終えることができました。会員の皆さま方に深謝申し上げます。

開催に向けて長きにわたり準備いただいた開催幹事校の伊川正樹理事、および同大学のスタッフの方々にも、心からお礼申し上げます。

また、望月爾事務局長をはじめとした租理学会事務局のスタッフの方々も大変ご苦労様でした。この場をかりて感謝申し上げます。

以下に、租理学会の会員の皆さま方に、今回の学会で確認され速報したい「ポイント」および、懇親会やこれまでに会員の皆さま方からいただいたご意見に対する方針等について簡潔にご報告／ご説明いたします。(詳しくは、事務局から定時の会報でご報告します。)

## ◎次年度以降の開催校について

・2024 年度および 2025 年度の租理学会開催校は、次のとおりです。

■2024 年度： 日本大学法学部 東京・千代田区神田三崎町キャンパス

■2025 年度： 専修大学 東京・千代田区三崎町神田キャンパス

・双方とも、9 月～11 月、ハイブリッド開催(対面＋オンライン)を予定しています。

## ◎シンポテーマの選択について

・今回の理事会、会員総会において決まったシンポテーマは、次のとおりです。

■2024 年度 内外の消費税／インボイス制度の現状と課題(仮題)

■2025 年度 租税法律主義の理論と今日的展開(仮題)

・なお、シンポテーマを決定するにあたっては、「租税理論」と、報告者の少ない「財政学」分野とのコラボを促すために、もう少しシンポテーマについて精査が必要なのではないか、との意見がありました。

・一方で、叢書の「ネーミング」を、多くの人に親しみやすいものにする 것도大事です。租税理論

研究叢書(叢書)の読者にとって、あまりにも分かりにくい、購入意欲のわかないシンポのネーミングにしない方がベターとの意見もあります。

・そこで、再考の結果、当初の「内外の消費税インボイス制度の現状と課題」(仮題)から「内外の消費税／インボイス制度の現状と課題」(仮題)に変えて提案することにしました。ご了解ください。

・一般報告では、シンポテーマとは関係なく自由なテーマで報告が可能です。しかし、会員から、「牛の反芻」のような報告、評論にならないように、しっかりした報告、深掘りした研究をするには時間が欲しい、2年分くらいのシンポテーマを事前にアナウンスして欲しいとの意見もありました。

・そこで、今回は、2年分のシンポテーマ、具体的な報告タイトル想定例をアナウンスすることにしました。ただし、シンポテーマは仮題ですし、再検討もあり得る形でアナウンスしていますので、留意ください。

## 【資料】

### 《シンポテーマ提案例①》

#### ①内外の消費税／インボイス制度の現状と課題(仮題)

##### [具体的報告タイトル想定例]

- ・デジタル空間にまで拡大する世界の消費課税の現状と課題[財政学／税法学]
- ・EU／イギリスのVAT／インボイス制度の現状と課題[財政学／税法学]
- ・EU／イギリスの「インボイス又は資料」要件に基づく「仕入税額控除権」の展開[財政学／税法学／税務会計]
- ・ペポル式デジタル(電子)インボイスの現状と課題[財政学／税法学／税務会計]
- ・カナダのGST／インボイス制度の現状と課題[財政学／税法学／税務会計]
- ・オーストラリアのGST／インボイス制度の現状と課題[財政学／税法学／税務会計]
- ・韓国の付加価値税／インボイス制度の現状と課題[財政学／税法学／税務会計]
- ・なぜ連邦消費税(VAT／GST)導入なしのアメリカは世界経済で独り勝ちなのか[財政学]
- ・生活者保護・インフレ対策としての消費税減税の世界の動向[財政学]
- ・インボイス制度と税務会計上の諸課題[税務会計]
- ・事例分析:零細事業者の事業者登録の現状と課題[税法学／税務会計]
- ・事例分析:各種非営利・公益法人等の事業者登録の現状と課題[税法学／税務会計]
- ・事例分析:農業・漁業・林業などの事業者登録の現状と課題[税法学／税務会計]
- ・事例分析:各種土業の事業者登録の現状と課題[税法学／税務会計]
- ・事例分析:国外事業者の事業者登録の現状と課題[税法学／税務会計]
- ・事例分析:ギグワーカー／一人親方の事業者登録の現状と課題[税法学／税務会計]
- ・事例分析:ブロガー／アフィリエイター等の事業者登録との現状と課題[税法学／税務会計]
- ・その他

## 《シンポテーマ提案例②》

### ②租税法律主義の理論と今日的展開(仮題)

#### [具体的報告タイトル想定例]

- ・イギリスにおける租税法律主義理論の展開[財政学／税法学]
- ・アメリカにおける租税法律主義理論の展開[財政学／税法学]
- ・ドイツにおける租税法律主義理論の展開[財政学／税法学]
- ・フランスにおける租税法律主義理論の展開[財政学／税法学]
- ・わが国における租税法律主義理論の展開[財政学／税法学]
- ・「法の支配」と租税法律主義の異同[税法学]
- ・源泉課税・年末調整と租税法律主義[税法学／税務会計]
- ・記入済み申告と租税法律主義[税法学／税務会計]
- ・税務のデジタル化・AI 対応と租税法律主義の展開[税法学／税務会計]
- ・財政民主主義と租税法律主義[財政学／税法学]
- ・税務会計と租税法律主義[税務会計／税法学]
- ・所得課税と租税法律主義[財政学／税法学／税務会計]
- ・消費課税と租税法律主義[財政学／税法学／税務会計]
- ・資産課税と租税法律主義[財政学／税法学／税務会計]
- ・国際課税と租税法律主義[財政学／税法学／税務会計]
- ・事例研究: 予測可能性・法的安定性と租税法律主義[税法学／税務会計]
- ・事例研究: 租税負担公平原則と租税法律主義[税法学／税務会計]
- ・事例研究: 実質課税の原則と租税法律主義[税法学／税務会計]
- ・事例研究: 信義誠実の原則と租税法律主義[税法学／税務会計]
- ・事例研究: 不確定概念と租税法律主義[税法学／税務会計]
- ・事例研究: 遡及課税と租税法律主義[税法学／税務会計]
- ・事例研究: 借用概念と租税法律主義[税法学／税務会計]
- ・その他

### ◎報告内容や叢書の QC(質管理)について

・報告内容が、『時事問題』にかたより、『租税理論』が軽視されているのではないかと意見がありました。たぶん、よりの確に言えば、『資料の羅列』のような報告あり、あるいは『論点整理が不十分』で『評論』に近い報告ありで、『租税理論』が背後に追いやられている感じがする」と指摘をされたのではないかと理解しています。しかし、意見の分かれるところかも知れません。

・いずれにしろ、こうした課題に対応するための、今年度から「予備報告会」を開催し、報告者が報告内容について事前に磨きをかけられる機会を得られるようにしました。今後、報告者の方々には、予備報告会に積極的に参加いただき、本学会の使命である「租税理論」の探求に努めていただければと考えております。

・加えて、報告者が、報告分野に関する知見の豊かな会員に、外国文献を含む資料収集／報告支援を受けられるように、研究支援態勢を整えていきたいと思えます。学会は、外国との比較法、比較制度分析の面での実績でも、その真価を問われることも忘れてはならないと思えます。外国の制度との比較分析は、報告に新規性、独創性を盛り込むうえでも有用です。

・租税理論研究叢書(叢書)の報告の質についてバラツキがあるとの指摘がありました。研究大会での報告によっては、教科書水準、評論ではないか、との意見も寄せられています。確かにそうかも知れませんが、初学者(tyro)と成熟した研究者や税の実務家とは、ある程度習熟度、報告内容に差が出てくることは容認しないといけないと思えます。そうすることで、あらゆる年代の会員に報告を奨励する方針は堅持したいと思えます。

・もちろん、報告内容の「質管理(QC)」は重い課題です。報告内容について、ふだん頻繁に開催されている「研究会」と、「学会」との違いがあつて当然です。

・確かに、報告を活字化した叢書の内容のQCがしっかりしていないと、「負の効果」も危惧されます。この点についても、報告者の学問・研究の自由を大事にしながら、最適な手法を見い出せるように執行部の方でも絶えず検討していきたいと思えます。

#### ◎質問票(質問用紙)について

・本学会の研究大会での「討論」は最も大事なイベントの1つです。しかしながら、以前から、報告者に対して、報告終了後十分な時間を確保しないまま「サプライズ質問(事前通知のない質問)」に答えるように求めるのは酷ではないか、との指摘がありました。国会でも、質問する議員は、事前に質問要旨を通知しているのだから、もう少し手続の適正化をはかるべきではないかとの意見がありました。

・一方で、今般、多くの学会で問われているのは、「パフォーマンス質問」をどう制御するかは課題です。報告内容をもっと精査したいということで報告者に質問するのは問題がないと思えます。そうではなくて、自分の存在感をアピールするだけ、あるいは叢書に自分の名を残すことを主たる目的とする質問が多々見られることです。明らかに報告内容からかけ離れた質問をする、思いつきで質問をする、自分で調べればわかることを報告者に投げかける等々のケースが少なくないのも事実です。

・そこで、租理学会では、数年前から「質問票(質問用紙)」の仕組みを採り入れています。これは、報告者が回答にあたり相当の時間を確保することと、パフォーマンス質問の制御が主なねらいです。

・いずれの学会においても、自由な発言空間を確保することは大事です。しかし、討論において会員からの発言を確保できる時間は限られています。そこで、今回の討論においても、事前に「質問

票(質問用紙)」で提出いただいた会員からの質問を優先しました。そのうえで、時間がゆるす場合には、サプライズ質問も受けるという形を採りました。

・もちろん、報告を聴いた後のサプライズ質問は大事です。反面、その質問がパフォーマンス狙いの質問かどうかの的確かつ瞬時の判断は、司会者のみならず、回答する報告者にとっても、悩ましいところですよ。

・今回も、質問票(質問用紙)での質問を含めて、パフォーマンス質問と感ぜられるものもありました。また、思いつきの質問、パフォーマンス質問に対して、報告者が必要以上に長々と対応・回答していることに痛々しさを感じる場面も散見されました。

・一方、報告者が質問に的確に対応することを回避するために、長々と話し続ける場面も散見されました。質問に回答するのが難しい場合には、その旨を正直に質問者に申し伝えることでよいのではないかと、思っています。

・いたずらに討論時間を浪費しないように、タイムリーネスの精神を大事にし、質問・回答のQC(質管理)のあり方についてももう少し工夫を重ねたいと思います。また、討論部分の叢書への収録においては、執行部主導で、内容の最適化に向けて必要最小限の編集を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

・一般に、討論の司会者は、「質問者も、報告者も傷つけない」ということで、質問の採否や順番について、しばしば躊躇します。私もしばしば同じような体験をしています。

・今回、時間が限られた討論では、司会を務められた長島弘理事の見事な手綱さばきで乗り切っていただきました。長島理事にお礼申し上げます。

**会員の皆さま方の今後のご支援、ご協力を切にお願いします。**